

建築工事積算要領

平成12年4月1日制定

令和6年4月1日改定

栃木県県土整備部建築課

建築工事積算要領目次

- 第 1 目的
 - 第 2 適用の範囲
 - 第 3 工事費の構成
 - 第 4 工事費の区分
 - 第 5 直接工事費
 - 第 6 共通費
 - 第 7 共通仮設費
 - 第 8 現場管理費
 - 第 9 一般管理費等
 - 第 10 消費税等相当額
 - 第 11 積算基準等
- 附則

建築工事積算要領

第1 目的

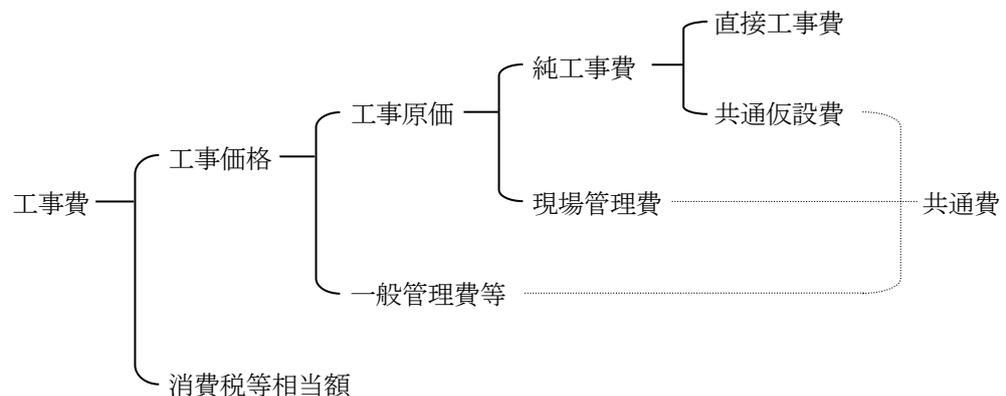
この要領は、建築工事（建築工事に係る電気設備工事、機械設備工事等を含む。以下同じ。）を請負施工に付する場合における工事内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

第2 適用の範囲

この要領は、栃木県県土整備部が所掌する建築工事に適用する。

第3 工事費の構成

工事費の構成は、次のとおりとする。



第4 工事費の区分

工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備工事、機械設備工事等に区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

第5 直接工事費

直接工事費は、工事目的物を造るための直接必要とする費用で、工事種目ごとに区分し、直接仮設を含む費用を積算する。

第6 共通費

共通費は、各種工事種目に共通の直接工事費以外の工事費であり、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理等費等」に区分し、積算する。

第7 共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の直接工事費以外の工事費を積算する。

第8 現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たり工事を管理するために必要な経費であり、共通仮設費以外の経費を積算する。

第9 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な経費であり、一般管理費と付加利益からなるものを積算する。

第10 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法（昭和63年法律108号）に基づき工事価格に課せられる消費税および地方消費税の額を積算する。

第11 積算基準等

この要領による工事費の積算基準は、次に定める基準とする。

工事種別	積算基準等
1 建築工事	建築工事積算基準 公共建築数量積算基準
2 電気設備工事	建築工事積算基準 公共建築設備数量積算基準
3 機械設備工事	建築工事積算基準 公共建築設備数量積算基準
4 昇降機設備工事	建築工事積算基準 公共建築設備数量積算基準
5 解体工事	建築工事積算基準 公共建築数量積算基準

附則

- 1 この要領は平成12年4月1日から適用する。
- 2 建築工事積算要領（平成9年7月1日）は廃止する。
- 3 この要領は平成24年4月1日から適用する。
- 4 数量積算基準の取り扱いについて（平成17年3月24日 建第266号）は廃止する。

- 5 この要領は平成24年7月1日から適用する。
- 6 この要領は平成30年4月1日から適用する。
- 7 公共住宅建築工事積算要領（平成24年7月1日）は廃止する。
- 8 この要領は令和6年4月1日から適用する。